

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の規定によって、農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定によって公告する。

平成三十一年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農地を利用する権利を設定した農地の所有者等の氏名及び住所

住 所	氏 名
広島市安佐北区白木町大字井原三三八一番地	谷川 順一

二 農地を利用する権利を設定した農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
広島市安佐北区白木町大字井原字大河原四一〇一番一	田	一、〇二八

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 上仲 孝昌

広島県広島市中区大手町四丁目二番一六号

四 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)
利用権	平成三二年五月一〇日	四年八ヶ月	四、七一五

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに広島法務局に補償金を供託する。